

使用料・手数料の見直しに
関する基本方針

令和7年3月

川口市

目 次

1	目的	1
2	対象	2
	(1) 使用料	2
	(2) 手数料	2
	(3) 指定管理者制度導入施設の利用料金	2
3	基本的な考え方	3
	(1) 公平性の確保	3
	(2) 効率的で効果的な行政サービスの提供	3
	(3) 受益者負担の割合	3
	(4) 定期的・継続的な見直し	3
4	適用除外	3
	(1) 法令等や国・県の基準に基づき定められているもの	3
	(2) 対象とすべき経費が存在しないもの	3
	(3) 独立採算が求められる施設（地方公営企業法を適用する施設）	3
5	使用料の設定	4
	(1) 使用料の算定の考え方	4
	(2) 使用料の原価に含める経費	4
	(3) 施設の性質別分類と受益者の負担割合	5
	(4) 算定方法	8
	(5) 駐車施設における使用料の算定について	9
6	手数料の設定	10
	(1) 手数料の算定の考え方	10
	(2) 手数料の原価に含める経費	10
	(3) 受益者の負担割合	11
	(4) 算定方法	11
7	金額を設定するにあたり考慮すべき事項	12
	(1) 激変緩和措置	12
	(2) 他自治体及び市場価格との均衡	12
	(3) 料金改定の基準	12
	(4) 減免の考え方	12
	(5) 利用実態等を勘案した料金設定	12
	(6) 附属設備使用料	12
	(7) 基本方針の見直し	12
	(8) 関係団体及び市民への周知	12

1 目 的

公の施設の利用や各種証明・許認可の手続等の行政サービスに必要な経費は、公費（税）とともに受益の対価として徴収する使用料・手数料によって賄われています。この使用料・手数料の設定に当たっては、「受益者負担の原則」に基づき行政サービスの提供に必要な経費について、一定程度の費用負担を受益者に求め、その提供を受ける方と受けない方との間の負担の公平性を図る必要があります。

これまで本市における使用料・手数料については、平成15年に使用料に係る見直しの原則的な基準を定めてから、各所管課において、行政サービスの提供に係る経費の縮減に努めつつ、必要に応じて、個別に見直しを行ってまいりました。

しかしながら、その後長期間にわたり、全庁的に抜本的な見直しが行われてこなかったため、社会情勢に合わせた十分な見直しや改定が行われていない使用料・手数料も見受けられることに加え、特に使用料については施設の維持管理に必要な経費も年々増加傾向にあることから、「第四次川口市行政改革大綱後期推進計画（令和3年度～令和7年度）」において、「施設使用料の適正化」を推進していくために必要な措置を講じていくと定められました。

また、市内の公の施設の多くは老朽化が進んでおり、今後、大規模修繕や施設の再編計画を進めていくためには、多額の更新費用が見込まれるため、これまで以上に効率的な財政支出を行うためには、維持管理コストの軽減に向けた取組みに加え、施設利用者に対して適正な受益者負担を求めていくことが必要になります。

こうしたことを踏まえ、行政サービスの提供に係る経費、そのサービスの公的必要性等に応じた利用者の負担割合等を改めて整理、分析し、使用料・手数料の一層の適正化を推進することに主眼を置いた統一的な基本方針を今般策定することとしました。

本基本方針により、本市が提供する行政サービスに要する経費を的確に把握したうえで施設の性質やサービスの特性等に応じた算定方法を明らかにし、受益者のみならず市民の皆さまに対しても説明責任を果たすとともに、それぞれの受益に応じた負担のあり方、市民負担の公平性、社会情勢や本市を取り巻く環境の変化についても考慮しながら、適宜見直しを図り、使用料・手数料の適正化に努めてまいります。

2 対 象

(1) 使用料

地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用につき、地方自治法（昭和 23 年法律第 67 号）第 225 条の規定に基づき、使用者又は利用者からその対価として徴収するもので、条例に定められている料金のこと。

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 略

2～6 略

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8・9 略

(2) 手数料

地方公共団体が特定の者のためにする事務への対価として、地方自治法第 227 条の規定に基づき、利用者から徴収するもので条例に定められている料金のこと。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(3) 指定管理者制度導入施設の利用料金

「公の施設」の使用料（利用料金）は当該指定管理者の収入として収受させることができ、そして、当該利用料金は公益上必要があると認める場合を除いて、条例の定めるところにより、指定管理者が定めることができる制度。

なお、利用料金は条例で上限を定め、それを超えない範囲で指定管理者が決定することとしており、ここでは、上限額について対象とします。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 略

2～7 略

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10・11 略

3 基本的な考え方

(1) 公平性の確保

市が提供する施設、サービスに要する経費を全て税金等によって賄うとすると、これを利用しない市民も間接的に経費を負担していることとなり、公平性に欠けるため、施設やサービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保します。

(2) 効率的で効果的な行政サービスの提供

経常的な経費及び事務処理経費の削減を図り、利用者数の増加や利用率の向上による収入の確保に努めるとともに、処理時間の短縮など行政サービスの向上に努めます。

(3) 受益者負担の割合

行政サービスは、その目的や性質が多様であるため、一律の割合で受益者に負担を求めることは、公平性を損なうこととなります。そのため、行政サービスの目的や性質に応じ、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定します。

(4) 定期的・継続的な見直し

社会経済情勢や市民ニーズ、サービスの利用実態の変化等に適切に対応するため、定期的（原則として3年ごと）に使用料・手数料の算定に関わる経費を見直し、必要な場合は料金を改定することとします。

4 適用除外

次に掲げるものについては、本基本方針の適用外とします。

(1) 法令等や国・県の基準に基づき定められているもの

算定方法や金額が、国や県の基準、法令等（本市の条例及び規則を除く。）により定められているもの

(2) 対象とすべき経費が存在しないもの

土地や建物の貸付料としての性格が強い使用料は、本来の施設提供の目的外利用である場合が多く、原価となるべき経費が存在しないことから、土地や建物の価値や市場における同種の取引の状況を参考にする等、貸付料の算定方法に準じるように料金を設定します。

(3) 独立採算が求められる施設（地方公営企業法を適用する施設）

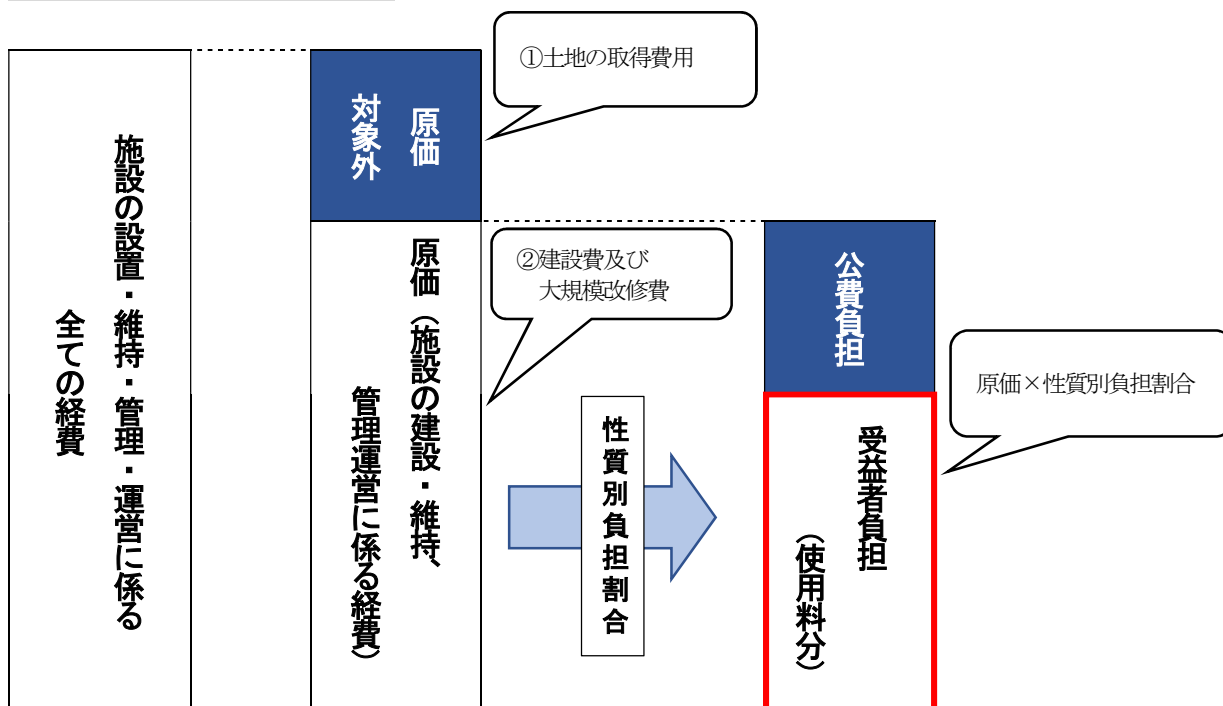
地方公営企業である上下水道事業と病院事業は、地方公営企業法の規定により公共性と経済性を発揮しながら独立した運営を求められていることから、長期的な管理運営・経営計画に基づいた料金を設定することとします。

5 使用料の設定

(1) 使用料の算定の考え方

公の施設の使用料を設定する際には、施設に要するすべての経費から原価対象外の費用を除く「原価」について、その施設の設置目的や機能・性質に応じ、「受益者負担の原則」と「公平性・公正性の確保」の観点から、市民・利用者の理解と納得が得られるよう、合理的かつ適正に公費負担と受益者負担の割合基準を設定します。

【使用料の基準イメージ図】



(2) 使用料の原価に含める経費

施設に係る経費には、①土地の取得経費 ②施設の建設費や大規模改修費、さらには、施設の維持管理費、人件費など多くの経費がかかっています。

このうち、①の土地取得経費については、年数の経過により資産価値が減少するものでなく、施設が廃止された後も市（市民全体）の資産として残るため、原価対象外とします。

②の建設費及び大規模改修費については、当該施設の設置及び機能保持のために必要な経費であることから、原則として耐用年数に応じて年割した費用（減価償却費）を原価対象に含むものとします。

【原価に含める経費】

分 類	項 目	内 容
人件費	報酬	サービス提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員の人件費
	給料	
	職員手当	
	共済費	
物件費	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料など
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料など
	委託料	施設の管理委託料など（清掃・機械警備・保守点検など）
	使用料及び賃借料	機器のリース料など
	備品購入費	事務・施設運営に係るもの
	減価償却費	建物等の減価償却費の当該年度分
	その他	受益者が負担すべきと考えられる経費等
指定管理業務に係る経費		指定管理者が行う業務のうち、自主事業を除く業務に係る経費

【原価に含めない経費】

項 目	理 由
土地取得費用	土地は、時間の経過によって価値が減少しない資産であり、減価償却資産ではないため。土地賃借料も同様。
臨時的な対応に伴う経費	災害等により発生した経費は、本来の施設管理運営に係る経費とは趣旨が異なるため。
受益者が特定されている経費	通常の施設利用以外に施設で実施する講座等で使用する教材などに係る費用は、講座等の利用者が負担するものであるため。

（３）施設の性質別分類と受益者の負担割合

市の施設には、市民の生活基盤を支える公共的かつ公益的な役割があることから、使用料収入のみによる管理運営ではなく、応分の市の負担は必要であると考えます。

また、施設の性質は、公益性の高い施設や、民間も運営している市場性の高い施設など、提供するサービスの内容によって大きく異なります。そのため、すべての施設を一律の受益者負担割合によって使用料を算定するのではなく、施設の利用形態や機能に着目し、サービスの内容について、「必需性」と、「市場性」の２つの視点で分類し、その分類ごとに受益者負担割合を設定することを基本とします。

ア サービスの性質（公共性の強弱）による分類

（ア） 【必需性】：日常生活上の必要性（選択的 or 必需的）による区分

区分	選択的	必需的
性 質	・日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって選択的に利用する施設 ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設	・市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設 ・利用する人を特定しない施設 ・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設 ・安心安全な社会を形成するために、必要となる知識や教養を普及啓発するための施設
公共性の強弱	選択的 弱 日常生活上の必要性 強 必需的	

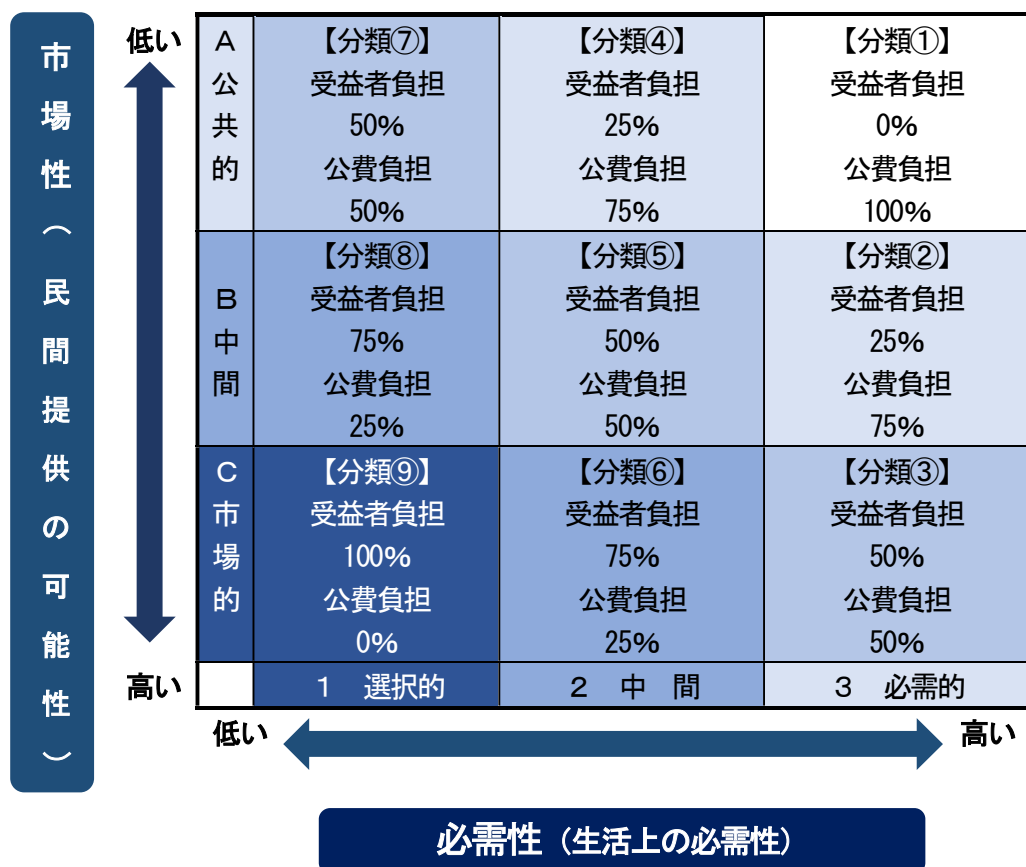
（イ） 【市場性】：民間による提供の可能性

分 類	性 質	市場性の強弱
公共的 (非市場的)	・民間により同種又は類似のサービスが提供されていない施設 ・民間によるサービスの提供が困難な施設 (収益性が低く使用料で原価を補うことが難しい施設)	公共的 弱 市場性 強 市場的
市場的	・民間により同種又は類似のサービスが提供されている施設（提供が期待できる施設）で、行政と民間が競合する施設（収益性が期待できる施設）	

イ 受益者負担割合の考え方

「必需性」をヨコ軸に、「市場性」をタテ軸として組み合わせると次ページのように9つの分類に区分することができます。各施設のサービスの性質をこれらに当てはめ、公共的で民間では提供されにくく、全ての市民が日常生活に必要（必需的）なサービスについては受益者負担割合を低くし、一方、市場的で民間でも類似のサービスが提供され、特定の市民が利用する選択的なサービスについては、受益者負担割合を高くします。

a 性質別分類による公費負担と受益者負担割合分類



b 受益者負担分類の内容

分類	区 分	内 容
分類①	受益者負担 0%のもの	公的関与の必要性が高く、公費負担により市民全体で施設の運営を支えていく施設
分類②	受益者負担 25%のもの	分類①と③の中間的な施設
分類③	受益者負担 50%のもの	全市民が対象となるものの民間による類似サービスの提供がある施設
分類④	受益者負担 25%のもの	民間によるサービス提供の可能性が低く、収益の獲得を目指すものではないが、受益者に対して一定の負担を求める施設
分類⑤	受益者負担 50%のもの	民間にも類似施設が存在しており、ある程度の収益確保が見込まれるものの公的な目的がある施設
分類⑥	受益者負担 75%のもの	分類③と⑨の中間的な施設
分類⑦	受益者負担 50%のもの	民間による提供の可能性が低く、特定の市民を対象とする施設
分類⑧	受益者負担 75%のもの	特定の市民が対象かつ民間にも類似施設が存在し、ある程度の収益確保が見込まれる施設
分類⑨	受益者負担 100%のもの	特定の市民が対象かつ民間にも類似施設があり、採算性も比較的高いと考えられる施設

(4) 算定方法

使用料の算定方法は、次のとおりとします。

なお、算定に用いる経費は、維持管理費等の年度間の変動を考慮して、特別な事情が無い限り、直近3か年度の決算額の平均値とします。

また、端数については10,000円以上の場合は、原則として100円未満を切り捨てて100円単位とし、10,000円未満の場合は、原則10円未満を切り捨てて10円単位とします。

下記のいずれにも適さない場合は、個別に算定方法を検討します。

ア 専有使用の場合（会議室・ホール等）

会議室等の使用では、一定の区画を貸し出しすることになるため、面積・時間単位で設定することが適当な施設として、原価（人件費＋物件費）を施設面積及び年間利用時間で除して算出することとします。

$$\boxed{\text{1室当たりの使用料}^{\ast 1}} = \text{1室当たりの原価} \times \text{性質別負担割合（受益者負担率）}$$

$$\text{1室当たりの原価} = 1\text{㎡の時間原価} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}^{\ast 2}$$

$$(\text{貸出面積} = \text{貸室面積} + (\text{共有面積} \times \text{貸室面積} \div \text{貸室総面積}))$$

$$1\text{㎡の時間原価} = 1\text{㎡の年間原価} \div \text{年間利用時間}$$

$$(\text{年間利用時間} = \text{開館日数} \times 1\text{日当たり貸出時間} \times \text{稼働率}^{\ast 3})$$

$$1\text{㎡の年間原価} = \text{施設全体の原価} \div \text{施設面積}$$

$$(\text{施設面積} = \text{施設内における有償施設及び無償施設（事務室・機械室等は除く。）の合計面積})$$

※1 時間区切りでの貸出は、「1室＝貸出単位（1コマ）」と読み替える。

※2 貸出単位の時間（9：00～11：00が1コマであれば2時間）

※3 稼働率は直近3年間の平均実績を原則とする。

イ 個人使用の場合（体育館・プール等）

体育館等不特定多数の個人が同時に利用する施設では、1人当たりで設定することが適当な施設として、原価を年間利用者で除して算出することとします。

$$\boxed{\text{1人当たりの使用料}} = \text{1人当たりの原価} \times \text{性質別負担割合（受益者負担率）}$$

$$\text{1人当たりの原価} = \text{利用施設に係る原価} \div \text{年間利用者数}^{\ast}$$

※ 直近3年間の平均件数又は金額により算定

※「受益者負担率」は、P7参照

(5) 駐車施設における使用料の算定について

従来、無料の駐車施設について、本体となる公の施設の性質や費用対効果等を考慮し、施設毎に有料化に向けた検討を行うこととします。

検討にあたっては、長時間利用や目的外利用等、駐車施設における課題を解決するための方策として、受益者負担の適正化や施設利用の公平の確保及び駐車場の適正利用の観点に基づき、次の視点を取り入れて検討を行うものとします。

① 公共性

公の施設として住民の福祉増進に係るサービスのほか、各種届出の受付や証明書発行等の行政サービスを提供している施設については、その性質を考慮することとします。

② 採算性

駐車施設の有料化に伴う経費を含め、駐車施設運営に係る維持管理経費と、適正な使用料及び利用台数による使用料収入を比較し、採算性を考慮することとします。

また、駐車施設の有効活用の観点から、有料化の検討を進める際には、施設利用者以外も利用可能な路外駐車場とするかなど、当該駐車施設の位置付けを整理することとします。

③ 公平性

使用料の設定にあたっては、近傍の駐車施設や近隣市の同様施設の使用料等を考慮し、施設の利用形態や利用時間等に応じ、時間単位もしくは一日単位の設定とします。

④ 利便性

長時間利用、目的外利用等による課題がある施設については、有料化により適正利用の促進を図ることとします。

⑤ 対象外施設

施設の設置目的や公共交通機関の利便性、採算性等を勘案し、以下のいずれかに該当する施設は無料とすることができる施設として検討することとします。

ア 公用財産（本庁舎、支所、保健所、保健C、消防署等）に附設する駐車場
ただし、目的外の使用により、本来の使用が阻害される恐れがある場合は、有料とすることができることとします。

イ 心身障害者（児）など身体の不自由な方が専ら利用する施設

ウ 駐車場を有料化した場合にその採算性が乏しい施設

有料化に伴う経費を含め、駐車施設運営に係る管理経費と適正な使用料及び利用台数による使用料収入を比較し、採算性が乏しい施設

6 手数料の設定

(1) 手数料の算定の考え方

手数料を設定する際には、「負担の公平の確保」と「原価の縮減」の観点から市民の理解と納得が得られるよう、合理的かつ適正な設定基準とする必要があります。

役務の提供に対する費用を補うために徴収する料金であることから、原則として算出した原価に見合う料金とします。

(2) 手数料の原価に含める経費

手数料に係る経費としては、住民票などの証明書を発行するために生じる経費のうち、通常の事務処理には必要としない一時的な行政需要に対応するための経費や不規則的に支出される経費などの臨時的な経費は算定対象外とします。

具体的には以下の人件費及び物件費のうち、実際に要した経費をもとに原価を算出します。

【原価に含める経費】

分 類	項 目	内 容
人件費	報酬	当該役務の提供に関係する職員の人件費
	給料	
	職員手当	
	共済費	
物件費	旅費	現地調査等に係る経費
	需用費	当該役務の提供に係る消耗品費、印刷製本費など
	役務費	当該役務の提供に係る通信運搬費など
	委託料	当該役務の提供に使用する委託料など（機器等の保守点検委託料等）
	使用料及び賃借料	当該役務の提供に使用する機器のリース料など
	備品購入費	当該役務の提供に使用する備品
	その他	受益者が負担すべきと考えられる経費等

【原価に含めない経費】

項 目	理 由
土地取得費用	土地は、時間の経過によって価値が減少しない資産であり、減価償却資産ではないため。土地賃借料も同様。
施設の建設に係る経費 (減価償却費含む)	公の施設は「市民全体の財産」として誰もが利用でき、受益者となり得るものであるため。
臨時的な対応に伴う経費	災害等により発生した経費は、本来の施設管理運営に係る経費とは趣旨が異なるため。

(3) 受益者の負担割合

手数料は、特定の市民が対象であり、利用が特定されるサービスであるため、受益者負担率は100%とします。

(4) 算定方法

手数料の算定方法は、次のとおりとします。

なお、算定に用いる経費は、年度間の変動を考慮して、特別な事情が無い限り、直近3か年度の決算額の平均値とします。

また、端数については10,000円以上の場合は、原則として100円未満を切り捨てて100円単位とし、10,000円未満の場合は、原則10円未満を切り捨てて10円単位とします。

下記のいずれにも適さない場合は、個別に算定方法を検討します。

ア 処理時間を基準とする場合

$$\text{手数料} = \frac{1 \text{ 件当たり手数料原価} \times \text{受益者負担割合 (100\%)}}{1}$$

$$1 \text{ 件当たり手数料原価} = 1 \text{ 件当たり人件費} + 1 \text{ 件当たり物件費}$$

$$1 \text{ 件当たり人件費} = 1 \text{ 分当たり人件費}^{\ast} \times 1 \text{ 件当たり処理時間 (分)}$$

(複数人で処理をするものについては、延べ時間を1件当たり処理時間とする。)

$$1 \text{ 件当たり物件費} = \frac{\text{物件費}^{\ast}}{\text{年間処理件数}^{\ast}}$$

※ 直近3年間の平均件数又は金額により算定

イ 処理量を基準とする場合

$$\text{手数料} = \frac{1 \text{ 処理単位当たり手数料原価} \times \text{受益者負担割合 (100\%)}}{1}$$

$$1 \text{ 処理単位当たり手数料原価} = \frac{(\text{人件費} + \text{物件費})^{\ast}}{\text{年間処理量}^{\ast}}$$

※ 直近3年間の平均金額又は量により算定

7 金額を設定するにあたり考慮すべき事項

(1) 激変緩和措置

使用料・手数料の改定は、市民生活に影響を与えるものであり、急激な料金変動については慎重を期する必要があります。したがって、算定料金が現行料金と比べ大幅に増額となる場合、利用者の急激な負担の増加と利用率の低下を防ぐため、必要に応じて激変緩和措置を設けることとします。なお、調整期間は原則3年以内とします。

(2) 他自治体及び市場価格との均衡

他自治体における同様な施設の使用料及び手続の手数料を把握し、必要に応じて料金の均衡を図ります。

また、民間においても同種のサービスが提供されている場合には、市場価格を考慮した料金設定とします。

(3) 料金改定の基準

見直しのための原価計算の結果、算定料金が現行料金に対し、原則10%以上乖離している場合には、改定の検討を行うものとします。(10%未満の場合であっても、改定の検討を行うことを否定しない。)

(4) 減免の考え方

使用料・手数料は、本来、行政サービスを利用することに対して、利用する人とし不在人の負担を公平に取り扱うために徴収しているものですが、特例的な措置として、公費負担とすることに合理的な理由がある場合には減額・免除を行う場合を認めるものとします。

ただし、受益者負担の原則に立ち、公平性と公正性を勘案したうえで、真にやむを得ないものに限定して適用されるものとして、各施設の設置管理条例及び手数料条例において具体的かつ明確な減免基準を定めたうえで、実施することとします。

また、減免の対象や割引率については、継続的に見直しを行っていくこととします。

(5) 利用実態等を勘案した料金設定

利用者区分、利用時間区分等による使用料を設定する際には、各々の施設における利用形態、利用者層等を勘案した区分設定をすることとします。

(例) ①利用者区分 ②利用時間区分 ③市内、市外利用者別区分 ④平日・祝日区分

(6) 附属設備使用料

施設の持つ基本的な機能以外の特殊な設備(音響、舞台、照明等)や備品については、利用者が費用を全額負担することを基本とし、別途使用料を設定できることとします。

(例) 設備使用料 = (取得単価 + 維持管理費) ÷ (使用年数 × 延べ利用回数)

(7) 基本方針の見直し

社会情勢の変化に対応し、本基本方針に見直しの必要が生じた場合には、適宜検討を行うこととします。

(8) 関係団体及び市民への周知

当該施設の運営に関する附属機関等(審議会や協議会等)を設置している場合には、使用料・手数料の見直しについて意見を伺うこととします。また、改定にあたっては十分な周知期間を設定のうえ実施し、市民の理解と協力を得られるよう一層の説明責任の向上に努めることとします。